

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	行政財産の許可使用に係る使用料の減免	
根 拠 法 令	行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例	
根 拠 条 項	第3条	
連 絡 先	(電話 621 - 5245)	
審 査 基 準	基 準	審査基準については、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第3条の定めるところによる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 30日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)